



来週の投資戦略 (8/23-27)

懸案事項、決着か？

2021年8月22日

小松 徹

注目事項 - 見所

8月27日、ジャクソンホール会議—パウエル米連邦準備理事会 (FRB) 議長発言は？

株式市場見通し

先週のわが国株式市場は大きく崩れた。参加者が少ない中で、月曜日市場明け前にアフガン情勢や弱い GDP 成長率の発表など、売り材料が多かった。新型コロナウイルスのデルタ株感染者数が全国で爆発的に増え、重症者数も増加してきたことから、積極的に買う雰囲気はなかった。そこに週末にかけてトヨタ自動車 (7203) の9月4割減産が自動車銘柄と関連業種の投げ売りを誘った。もちろん、これらの背景には来週ジャクソンホールで開かれる会議 (今回もオンライン) で、パウエル FRB 議長が量的緩和の縮小のスケジュールを示唆するだろうとの大方の見方がある。

ところが、先週金曜日の米国市場ではデルタ株の出現で、量的緩和の縮小が先送りされるかもしれないとの見方も浮上、米国株は全面高となった。来週末になれば分かることだが、これまで半年以上噂で市場が動いてきたので、大半の投資家は心構えができていだろう。むしろ、先行きが見えやすくなれば、売り玉がいったん整理されるかもしれない。わが国の方は、木曜日に自民党総裁選の会議が予定されており、日本全国の自民党員が総裁を選べる方式のスケジュールが発表されるだろう。そうなれば、菅首相には不利になるが、今のところ大派閥の支持を受けているので、選挙戦で敗北する可能性は低いだろう。ただ、株式投資家からみれば、誰かほかの候補者に代わってもらった方がよい。このまま無策でずるずると続けてもらっても、日本経済の先行きが明るくなるとは思えないからだ。ワクチン頼みの無策にも赤信号が灯っている。

わが国のワクチン接種完了率が本日付で 39.95% と 1週間前より 3.25 ポイント上昇した。供給量の問題もあって、前週に比較して伸びはさらに鈍化した。英国で 60.6%、ドイツで 58.1% の接種完了率だが、米国は 50.7% とほぼ頭打ちになっている。米国のコロナ入院患者がピークの6割まで急上昇しており、3度目の接種がどうのこうのよりも、接種しないと決めている人をどう説得するか。そして、受けたくても受けられない新興国の人たちに早く接種してもらい、そのために先進国が協力することが最も大切だろう。上位のフィリピンで 11.8%、インドネシアで 11.1% と接種完了率は低い。東南アジアの工場のロックダウンの影響でわが国自動車産業のサプライチェーンが停止したが、自動車各社は自らその解決法を見つけ出すと期待したい。

日経 225 の今期予想株価収益率 (PE) が 12.6 倍、TOPIX が 14.8 倍まで低下した。割安と分かっている外部要因が不透明なので様子見したいと考えている投資家が多いだろう。先に述べたような不透明要因が徐々に解消されてくるだろうと見ている。

KPA の投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期大幅増益株	高 PB 低位株、高 PE 新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。本レポート執筆時点で、KPA 役員あるいはKPAのお客様はトヨタ自動車を保有しています。